

# 令和8年度GX青森関連産業調査・誘致活動サポート業務 企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

本業務を委託する者の選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

## 2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

## 3 委託金額の上限額

金27,926,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（支払時期は成果品の内容を確認した後となる。）

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 5 企画提案競技の内容

### (1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出する。

提出された書類の内容に基づき、書面審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選定する。

### (2) 参加資格

国内に事務所を有する事業者であり、かつ応募時点で次のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ・国税又は地方税の滞納をしている者
- ・特定の宗教活動や政治活動を実施している者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制の下にある者

### (3) 提出書類

企画提案協議に参加しようとする者は、次の書類を電子メールにより提出すること。

① 参加表明書（様式1）

② 企画提案書（A4版）

（企画提案書の記載内容は「(8) 企画提案書の作成及び提出方法等について」のとおり。）

③ 概算見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類を電子メールにより提出すること。

(5) 提出期限

参加表明書 令和8年5月29日(金) 17:00必着

参加表明書以外の書類 令和8年6月5日(金) 17:00必着

(6) 提出先・問い合わせ先

青森県 経済産業部 企業立地・創出課 立地推進グループ

TEL:017-734-9381 E-MAIL:ritchi@pref.aomori.lg.jp

※ 本事業に対する問合せ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

(8:30~12:00 13:00~17:15)

※ 電子メール送信の際は、件名を「GX関連産業調査・誘致活動サポート業務について(●●●)」とし、「●●●」には提案(質問)者名を記載すること。

(7) 質問の受付等

① 提出期限 令和8年5月27日(水) 17:00必着

② 提出先 (6)に同じ

③ 提出方法 質問票(様式2)を電子メールにより提出すること。

④ 質問への回答 質問票を提出した者に令和8年5月28日(木)までに、電子メールにより回答する。

⑤ その他 受付期間外の質問については、回答しない。

(8) 企画提案書の作成及び提出方法等

① 企画提案書の作成

別添仕様書を参考に、次に掲げる項目については必須とし、作成・提出すること。

ア GX関連産業の概況調査の実施概要(仕様書4(1)ア関連)

イ GX青森企業誘致アドバイザー候補者の提案(仕様書4(2)ア関連)

ウ GX青森企業誘致アドバイザーに対するヒアリング実施概要(仕様書4(2)イ関連)

エ 事務局の体制

- ・ 本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載する
- ・ 提案者(連携事業者を含む。)に係る事業者情報(概要、事業実績等)を記載すること(既存資料の添付でも可)。

オ 実施スケジュール

② 概算見積書の作成

- ・ 企画提案書を提出する際に見積書を提出すること。
- ・ 積算根拠が明確になるよう細項目まで記載すること。
- ・ 委託金額の上限額以内の金額で作成すること。

③ 提出先

(6)に同じ

④ 留意事項

- ・ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

- ・ 企画提案書は、1者につき1案まで提出できることとし、任意様式により20ページ以内（表紙を含む。）で作成すること。
- ・ 企画提案書には、仕様書で要求する事項以外でも、有益なものについては積極的に提案すること。
- ・ 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回を認めない。
- ・ 県は、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
- ・ 提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて、請求等の対象文書となる。
- ・ 企画提案書の作成及び提出に係る費用等、企画提案競技の参加に要する一切の経費は全て提案者の負担とする。
- ・ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ・ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6 企画提案競技等のスケジュール

募集開始	令和8年5月15日（金）
質問票の提出期限	令和8年5月27日（水）17時
質問票に対する回答	令和8年5月28日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年5月29日（金）17時
企画提案書等の提出期限	令和8年6月5日（金）17時
審査実施	令和8年6月8日（月）
審査結果通知	令和8年6月上旬（予定）
受託候補者との協議	令和8年6月上旬（予定）
契約締結	令和8年6月中旬（予定）

## 7 審査

### (1) 審査方法

企画提案書及び概算見積書について、(2)に基づき書類審査を行い、評価の合計点により受託候補者を選定する。なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性等を判断するために審査を行う。

また、次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 概算見積額が3の委託金額の上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

### (2) 審査基準

審査では、次の観点から総合的に評価し、受託候補者を選定する。

- ① 遂行能力
  - ・ 実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有

- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・GX関連産業（調査対象7分野）の市場動向や、そのサプライチェーン等に対する理解
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

② 実施内容

- ・事業目的との整合性
- ・実施方針及び方法の的確性、具体性及び妥当性
- ・事業効果を最大限高めるための工夫
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

③ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

④ その他

- ・積極性、独自の創意工夫 等

(3) 結果の通知

審査終了後、採否にかかわらず全ての企画提案競技参加者に書面で通知する。

なお、審査結果（不採択の理由等）についての質問や異議申立ては受け付けない。

## 8 その他

- (1) 受託候補者の選定後、速やかに企画提案書等を参考に業務内容や金額の詳細に係る協議を行い、協議が整った場合に上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用となった企画提案の内容について一部変更を指示することがある。
- (2) 再委託は委託者の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (3) 成果物及び構成素材に関する第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (4) 業務における成果品（業務を行う上で制作したデータ等を含む）に関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）その他知的財産権については、引渡し時点で青森県に帰属するものとする。ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (5) 審査の結果選定された者を受託候補者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。ただし、選定された者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、次点の者を当該見積徴取の相手方とする。